

大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業  
環 境 影 響 評 価 方 法 書

令和 4 年 4 月

大阪 I R 株式会社

# 目 次

|                            | ページ |
|----------------------------|-----|
| 第 1 章 事業計画                 | 1   |
| 1.1 事業者の氏名及び所在地            | 1   |
| 1.2 対象事業の名称、目的及び内容         | 1   |
| 1.2.1 対象事業の名称              | 1   |
| 1.2.2 事業の種類                | 1   |
| 1.2.3 事業の目的及び経緯            | 1   |
| 1.2.4 事業の内容                | 2   |
| 1.2.5 工事計画                 | 13  |
| 1.2.6 S D G s 達成への貢献       | 16  |
| 第 2 章 対象事業を予定している区域及び周囲の概況 | 17  |
| 2.1 社会経済の概要                | 17  |
| 2.1.1 人 口                  | 17  |
| 2.1.2 産 業                  | 19  |
| 2.1.3 交 通                  | 21  |
| 2.1.4 土地利用                 | 28  |
| 2.1.5 水 域                  | 33  |
| 2.2 生活環境の概要                | 39  |
| 2.2.1 大気質                  | 39  |
| 2.2.2 水 質                  | 44  |
| 2.2.3 地下水                  | 47  |
| 2.2.4 土 壌                  | 49  |
| 2.2.5 騒音・振動                | 49  |
| 2.2.6 地盤沈下                 | 50  |
| 2.2.7 悪 臭                  | 50  |
| 2.2.8 日照障害                 | 50  |
| 2.2.9 電波障害                 | 50  |
| 2.2.10 廃棄物                 | 50  |
| 2.2.11 景 観                 | 51  |
| 2.2.12 地球環境                | 51  |
| 2.2.13 公害苦情                | 52  |

|                                |         |
|--------------------------------|---------|
| 2.3 自然環境の概要                    | 53      |
| 2.3.1 気象                       | 53      |
| 2.3.2 地象                       | 53      |
| 2.3.3 水象                       | 54      |
| 2.3.4 動物、植物、水生生物               | 56      |
| 2.3.5 レクリエーション資源               | 57      |
| 2.4 社会的文化的環境の概要                | 60      |
| 2.4.1 文化財の分布状況                 | 60      |
| 2.4.2 埋蔵文化財包蔵地                 | 60      |
| 2.5 環境基準等                      | 62      |
| 2.5.1 「環境基本法」に基づく環境基準          | 62      |
| 2.5.2 環境保全関係法令等                | 70      |
| <br>第3章 事業計画に反映した環境配慮の内容       | <br>81  |
| <br>第4章 環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法 | <br>87  |
| 4.1 環境影響要因                     | 87      |
| 4.2 環境影響評価項目                   | 87      |
| 4.3 環境影響評価の実施を予定している区域         | 93      |
| 4.4 調査、予測及び評価の手法               | 94      |
| 4.4.1 調査方法                     | 94      |
| 4.4.2 予測方法                     | 104     |
| 4.4.3 評価方法                     | 106     |
| <br>第5章 環境の保全及び創造の考え方          | <br>109 |
| 5.1 工事計画                       | 109     |
| 5.2 交通計画                       | 109     |
| 5.3 緑化計画                       | 109     |
| 5.4 環境保全計画                     | 110     |
| 5.4.1 大気質                      | 110     |
| 5.4.2 水質・底質                    | 110     |

|                           | ページ     |
|---------------------------|---------|
| 5.4.3 土 壌 .....           | 110     |
| 5.4.4 騒音・振動・低周波音 .....    | 110     |
| 5.4.5 電波障害 .....          | 111     |
| 5.4.6 廃棄物・残土 .....        | 111     |
| 5.4.7 地球環境 .....          | 111     |
| 5.4.8 ヒートアイランド .....      | 111     |
| 5.4.9 気象（風害） .....        | 112     |
| 5.4.10 動物・植物・生態系 .....    | 112     |
| 5.4.11 景 観 .....          | 112     |
| 5.4.12 自然とのふれあい活動の場 ..... | 112     |
| 5.5 大阪市環境基本計画に基づく対応 ..... | 112     |
| <br>第6章 特定届出の種類 .....     | <br>113 |

## 第 1 章 事業計画

### 1.1 事業者の氏名及び所在地

名 称：大阪 I R 株式会社

代表者：代表取締役 エドワード・バウアーズ

代表取締役 高橋 豊典

所在地：大阪市北区中之島三丁目 3 番 2 3 号

### 1.2 対象事業の名称、目的及び内容

#### 1.2.1 対象事業の名称

対象事業の名称：大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業

#### 1.2.2 事業の種類

- ・ 自動車ターミナル法第 2 条第 4 項に規定する自動車ターミナルその他の自動車の駐車のための新設の事業（同時に駐車することのできる自動車の台数が 1,000 台以上である駐車場等を設けるものに該当。）
- ・ 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為を伴う事業（施行区域の面積が 50 ヘクタール以上であるものに該当。）

#### 1.2.3 事業の目的及び経緯

##### （1）事業の目的

本事業は、特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号。以下「I R 整備法」という。）に基づき、大阪・関西が有するポテンシャルと民間の創意工夫を最大限活かしつつ、大阪・夢洲において特徴的な建築物などにより来訪者に新鮮な驚きや感動を提供する“WOW”体験と大阪・関西が誇る観光・文化などの魅力が融合した新しい“WOW”を地域に届け、地域とともに創出する“WOW” Next をビジョンとし、観光先進国の実現に向けて水都として発展してきた大阪の伝統・精神を継承し、あらゆるものを「結ぶ」結節点となる「結びの水都」を開発コンセプトとする大阪 I R を整備することで、大阪をはじめ、関西・日本全体の更なる観光及び経済振興の実現をめざすものである。

##### （2）事業の経緯

我が国では、観光が成長戦略の柱であるという認識のもと、2030 年に訪日外国人旅行者数を 6,000 万人とする目標が掲げられており、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに財政の改善に資することを目的として、2013 年 12 月に、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（I R 推進法案）が上程された。このことを受け、大阪府・大阪市が連携して I R 立地準備に取り組むための大阪府市 I R 立地準備会議が設置された。2014 年 4 月に、大阪府市 I R 立地準備会議において、「大阪における統合型リゾート（I R）立地に向けて～基本コンセプト案～」が示され、以下の理由により、I R 立地の候補地として、

「夢洲を軸とした大阪市内ベイエリア」が選定された。

- ・ 都心と隣接したところに広大な用地の確保が可能であること
- ・ 臨海部のため、海を活かした非日常空間が創出できること
- ・ 都心や関西国際空港との高速道路が整備されるなど、周辺都市のみならず、西日本各地とのネットワーク形成が可能であること
- ・ 地震や津波など災害に対する安全性の確保が可能であること

2014 年 10 月に、夢洲での国際観光拠点の形成について検討するため、関西経済 3 団体、大阪府・大阪市で構成する「夢洲まちづくり構想検討会」が立ち上げられ、2017 年 2 月には、I R を核とした国際観光拠点の形成を実現するための指針である「夢洲まちづくり構想（案）」が取りまとめられた。その後、パブリック・コメントの結果等をふまえて、2017 年 8 月に「夢洲まちづくり構想」が公表された。

2016 年 12 月に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 115 号。以下「I R 推進法」という。）、2018 年 7 月に「I R 整備法」が成立したことに伴い、2019 年 2 月には、大阪府・大阪市により、大阪 I R 基本構想案がまとめられた。

これらの状況を踏まえ、2019 年 12 月に、関西経済 3 団体、大阪府・大阪市により、国際観光拠点の形成に向けた具体的なまちづくりの方向性を示す「夢洲まちづくり基本方針」が策定された。

#### 1.2.4 事業の内容

##### （1）事業の位置

事業計画地が位置する此花区夢洲は、図 1.2.1 に示すとおり大阪市の臨海部にある面積約 390ha の埋立地であり、大阪港に位置している。

夢洲内の東側は高水準のコンテナ物流拠点として夢洲コンテナターミナルがすでに供用している。西側は廃棄物埋立処分場であり、その一部に大規模太陽光発電施設（メガソーラー）が設置されている。事業計画地は図 1.2.1 または図 1.2.2 に示すとおりであり、約 64.2ha（想定）となる。

また、計画地南側及び西側は 2025 年日本国際博覧会の会場予定地（約 159ha）となっている。

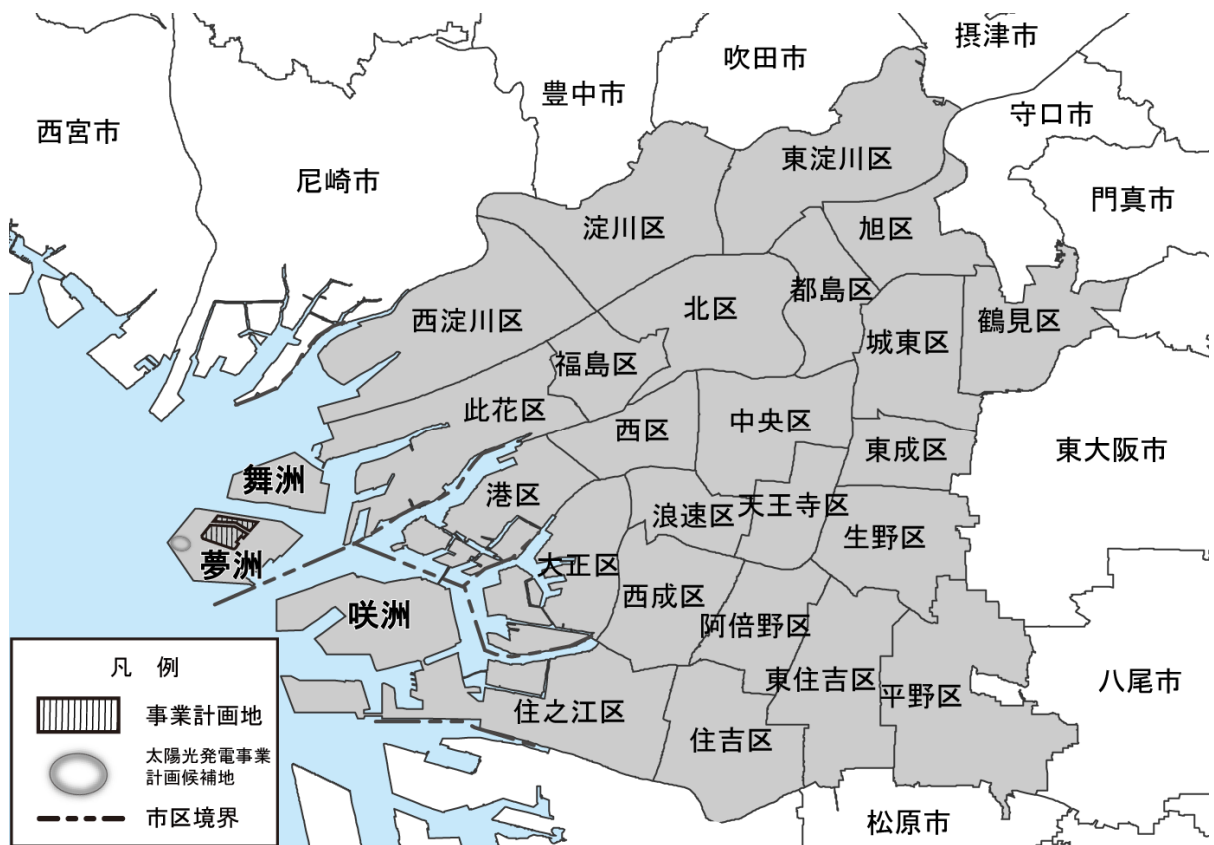


図 1.2.1 事業計画地の位置図（広域図）



図 1.2.2 事業計画地の位置図